

第十四章 「転換期」における国際的対応

「石油危機」後の世界経済の「転換期」において、経済同友会の国際活動は、ひととき活発さを加えた。それは目的志向的であり、また一種「体系的」であることを、特色としたのである。

第一は、四十九年六月、アメリカのCEDとの共同見解『新しい国際経済秩序を求めて』の発表である。これは昭和四十六年八月の「ニクソン新政策」後の世界経済情勢下において、日米経済関係を見直すとともに、新しい国際経済の在り方を探求することを目的として、共同研究が企てられ、「石油危機」後の新しい局面をも視野に入れて、四十九年六月、共同発表に至ったものである。

第二は、昭和五十年九月に発表された『高価格エネルギーと国際経済』と題する共同提言で、七カ国協力団体

本篇 「進歩と調和」の求道者として

第十四章 「転換期」における国際的対応

の一年間にわたる共同研究の成果であった。

第三は、東南アジア諸国との国際的対話活動の意欲的な展開である。これは「対外政策委員会」（委員長・北裏喜一郎幹事）を中心に推進されたもので、昭和四十九年六月に開かれた「第一回東南アジア経営者会議」として結実し、毎年一回開催されることになった。

また、この間、中国からの経済・貿易訪日団などとの積極的対話が行なわれた。

すべて、このような同友会の国際活動の高揚は、「ニクソン新政策」以来高まった日米経済関係の緊張、ますます多極化する世界経済の新情勢、「石油危機」後における世界的な資源・エネルギー情勢の重大化、発展途上国における発言力の著しい増大——といった世界政治経済の新局面を背景とするものであり、同時にそれは、過去における同友会の精力的な国際活動の実績と成果を踏まえてこそ、効果を実現することができたのである。

一 「新しい国際経済秩序」の確立へ

——「日米共同見解」を發表——

経済同友会は昭和四十九年六月十七日、米国の有力経済団体CEDとの共同研究の成果である『新しい国際経済秩序を求めて——日米共同見解』を、日米両国で同時発表した。

この共同研究は、同友会側では「自由と秩序に関する特別委員会」（委員長・長谷川周重副代表幹事）が、CED側では「新しい世界経済における米国と日本」小委員会（委員長W・M・ロス氏）が主体となって、国際経

済秩序のあるべき姿と、そこにおける日・米の役割を、それぞれ探求するとともに、前後三回にわたる合同会議において共同討議を重ねた結果、ようやく成案を得たものである。

また、この「共同見解」には、同友会による『米国経済の問題点とその展望』、CEDによる『新しい世界経済における日本』と題する、それぞれの個別研究の成果をも合わせ収めている。

「共同見解」発表に至るまでの経過を辿れば、こうである。

昭和四十六年八月の「ニクソン・ショック」のあと、経済同友会は九月十三日『難局に処するわれわれの所見』という「緊急提言」を発表したが、そのような切迫した情勢を背景に、山下静一専務理事は九月下旬、広野良吉成蹊大学教授とともに渡米、ニューヨークのCED本部を訪問した。その際、ニール専務理事らと日米経済関係について意見を交換しているうちに、基本的な方向を探索するための共同研究について、合意をみたのである。

帰国後、十月十五日の幹事会で、山下専務理事は前記の趣旨による日米共同研究の開始を提案、これに対して、木川田一隆代表幹事は、「CEDとの共同研究は、つねに自由世界全体の発展の基本的条件を探ることを基調に進められてきた。現在の日米関係に必要なのは、こうした観点であろう。賛同を得て緊急に着手したい」と述べ、承認された。同友会としては、長谷川周重副代表幹事を委員長とする「自由と秩序に関する特別委員会」を設け、問題を検討していく体制を整えた。

「第一回日米合同会議」は、昭和四十七年二月二十二日から三日間、東京で開かれた。初めの二日間は帝国ホ

第十四章 「転換期」における国際的対応

テルでトラスティ・レベルの会議を、三日目は日本工業倶楽部で専門家会議を開いた。

同友会側代表は、長谷川副代表幹事のほか、麻生太賀吉・石川六郎・江森盛久・河合良一・小林宏治・後藤達郎・齋藤英四郎・中島正樹・檜山廣・三木邦男の各幹事および山下専務理事によって構成された。CED側からは、フランク・フォスター幹事（「工業世界における日本」小委員会委員長）、ニール専務理事らが代表として出席した。

長谷川代表の挨拶に次いで、フォスター代表は、「対日理解を一層深め、相互理解の不均衡を是正したい。自由経済の新しい発展のために、国際諸機構の再検討も必要である」と述べた。

CED側からは、(1)米国の国際収支赤字の責任は黒字国にもある、(2)貿易は互恵主義に基づくものでなければならぬ、(3)真の開放市場は米国のみである、とくに他国は非関税障壁が問題である、(4)日本・ECなどは、その国力に応じて政治・安全保障の分担をすべきである——など、米国外経済政策の基本線を示した。「ウィリアムズ報告」を説明し、日本側は、「日本の対外政策は、他国との協力による多極的かつ柔軟な新秩序の創造を目指している」旨を強調した。CED側はまた、日本における「政府と企業」の關係に、強い関心を示した。日本側は、「赤字国として当然要請される財政・金融上の節度が、米国で一向に顧みられないのは遺憾である」旨をも、指摘した。

「合同会議」では、対共産圏貿易・日米通商政策・国際金融制度・資本自由化・開発援助などを中心に問題提起がなされ、活発な討議が進められた。

「第二回日米合同会議」は、昭和四十七年十二月四、五の両日サンフランシスコのフェアモント・ホテルで開催された。経済同友会からは長谷川副代表幹事はじめ、伊部恭之助・石川六郎・江森盛久・小林宏治・後藤達郎・千野宜時・畑中浩三・松澤卓二・三木邦男・村本周三・横山宗一の各幹事および山下専務理事ら十四名が代表として出席した。CED側からは、ケネディ大統領当時の米通商特別代表であったウィリアム・ロス氏、ニール専務理事など九名が参加した。また、フランスCRCのブラウン氏が欧州協力団体を代表し、ゲストとして参加した。

この「合同会議」の眼目は、「共同提案」を指して日米両団体が検討すべきテーマとして、(1)国際收支調整の在り方、(2)貿易・資本の自由化促進、(3)セーフガード問題、(4)公害問題などによって国際貿易が阻害される場合の調整問題、(5)国際投資のルール、たとえば国際投資憲章問題、(6)資源政策、(7)発展途上国への援助政策、(8)国際経済機関の在り方——の八項目を取りあげること、合意を見たことである。

討議の内容の主なものは、次の通りであった。

一、議論の中心は、国際收支問題と資源問題であった。国際收支問題について、CED側から、「日本の大幅黒字は今後どうなるか」との質問があり、同友会側から、「円対策や福祉経済への転換に伴って、縮小の方向に進むことになろう」と強調した。資源問題について、CED側から、「米国は今後、資源の自給が不可能になることが予想され、日本とアメリカは世界の資源問題に協力する必要がある」との発言があった。

一、国際收支調整について、CED側は、「日本は関税を引下げ、輸入制限の撤廃など、貿易・資本の自由化を一層推進すべきである」と主張したのに対し、同友会側は、「アメリカ産業は広大な国内市場を持っているから輸出意欲に乏しい。もっと輸出に努力すべきだ」と応じた。

第十四章 「転換期」における国際的対応

一、円問題に関して、CED側の一部で、「円切上げが必要だ」との発言があったが、支配的意見ではなかった。同友会側は、「円切上げよりも、社会資本の充実、貿易・資本の自由化推進が先決であるし、賃金水準の上昇、週休二日制、公害などコスト増の中で、円を切上げるほど国内経済事情は良くない」と強調した。一、米国の国際収支の赤字問題に関して、同友会側から、「原因は米国企業の対外投資ではないか」と指摘した。これに対して、CED側は、「産業界としては資本輸出は必要だという意見である」と述べるとともに、その理由として、(1)他国の関税・非関税障壁のため、輸出だけでは海外市場で競争できない、(2)米国は技術的に優位にある、(3)低賃金の活用ができる、(4)資本輸出に伴って米国製品の輸出も増加する——などの諸点を挙げた。

一、国際収支の調整について、CED側は「日本は不均衡の是正を、二、三年の問題として取り組んでほしい」と、責任を日本側に転嫁する意見を打ち出した。同友会側は、アメリカの対日理解を深めるよう努めた。が、同時に、日本としても明確かつ納得のいく対外政策樹立の要を、会議の場で特に痛感した。

なお最後に「セーフガード」については、「セーフガードはGATTなどの場における多国間の合意によるもので、かつ一時的な必要に基づくものであるから、政治的に乱用されるべきではない」との合意がなされた。

「第三回日米合同会議」は昭和四十八年六月十八、十九の両日、京都国際会館で開催された。この会議では、前回の「サンフランシスコ会議」で合意された「共同研究」のアウトラインに沿って両団体が準備した「共同見解」原案、および原案作成に当たり相互理解を深めるための基礎資料、即ち、CEDの「日本経済の研究」と同

友会の「米國經濟の研究」について、具体的に討議された。

今回の「合同會議」においては、會議開会の前日である六月十七日に、野村別邸「碧雲莊」で北裏喜一郎對外政策委員長主催のレセプションが催され、また討議の会場では、日米双方の代表が交互に隣り合つて着席するなど、特別の趣向や配慮が加えられ、會議の空気を一層なごやかなものにするのに効果があつた。

同友会側から、長谷川周重副代表幹事はじめ、石川六郎・北裏喜一郎・小林宏治・後藤達郎・松澤卓二・三木邦男・村本周三の各幹事および山下専務理事らが代表として出席、CED側からは、ウィリアム・ロス氏（新しい世界經濟における米國と日本）小委員会委員長）、ニール専務理事らが出席した。

會議は、同友会が作成した「共同提案」原案をベースにして、意見を交換することとなつた。同友会の原案は、「新しい國際經濟秩序形成のための三つの基本原則」として、(1)長期的かつ持続的に自由・無差別の原則を追求する、(2)この自由・無差別の原則を貫徹するためには、暫定的な調整手段を導入する必要がある、(3)ただし、自由化を現在より逆行させず、また国内問題を他國の犠牲において解決しない——を掲げ、それを、為替相場制度と國際収支調整・貿易政策・対外民間直接投資・対外援助・資源問題、の五つの分野において具体的に提示したものであつた。

同友会が右のような基本原則を提示したのは、次のような認識に基づくものである。

「世界經濟が構造的に変化したばかりでなく、各國の經濟政策の目標も、經濟成長・完全雇用・國際収支などに止まらず、環境改善を含む國民福祉の向上、社会的公平の実現などと、多様化している。しかも、各國間の相互依存関係がますます高まろうとしている七〇年代においては、各國の国内政策と對外政策の調和が困難の

度を増している。このため各国は、自由化原則を見失うことなく、各国の現実的与件に合わせながら、それを持続的に適用しなければならない」

同友会の原案をめぐって、頻繁かつ小幅な調整を可能にする弾力的な固定相場制と政府の介入を認める変動相場制の是非、非関税障壁、農業保護政策、多国籍企業の功罪と対外投資政策、あるいは援助と責任分担問題などを中心に、活発な討議が展開された。

CEDによる「日本経済の研究」に対して、同友会側から次の諸点を指摘するコメントが提示された。

一、日本経済の戦後の発展は米国の協力によるところも大きいが、貿易その他の経済取引から生ずる利益を、日米両国が分ち合ってきたことも軽視できない。

一、日本としても過去いくたびか厳しい引締め政策を実施し、国際均衡を図るための努力を重ねてきた。

一、世界経済の新秩序形成には、世界経済の構造変化を反映した米国の節度ある行動が期待される。
また、同友会による「米国経済の研究」について、同友会側から次のように説明した。

「この研究は、冷戦構造を反映した米国の資源配分の在り方と、市場メカニズムに過度に依存した経済運営の在り方の二つを基本的視点として、六〇年代米国の経済的・社会的問題を跡づけ、七〇年代に入ってから新しい動向を分析することによって、今後の米国経済社会を展望するものである」

これら同友会側によるコメントないし考え方をめぐって、白熱した論議が繰り広げられたのである。

「京都會議」ののち、両団体の間に文書による意見調整が数回にわたり行なわれた。

その間、四十八年十月には「石油危機」が勃発し、世界経済の局面は一転した。日米共同提案の原案にも、当

然これを織り込んだ手直しが施されねばならなかった。CEDは十一月十四日ニューヨークの本部で政策審議会を開き、修正案につき審議を行なった。同友会から長谷川副代表幹事が渡米し、この審議に参加した。翌四十九年三月上旬、長谷川副代表幹事は再びCEDを訪れ、最終的な意見調整を行なった。

かくて同年六月十七日、二年有余にわたる共同研究の成果である『新しい国際経済秩序を求めて——日米共同見解』は、東京とニューヨークで同時発表されたのである。

「共同見解」は、いわば「世界の中の日米関係」を大前提として設定する。即ち、こうである。

「長期的観点からすれば、日米関係は、日・米それぞれと西欧諸国、さらには、その他の経済諸地域との関係と切り離して考えることはできない。日米間の諸問題は、日・米・欧三大パートナーの責任分担に基づく新しい国際経済システムという、より広い枠組みの中でのみ解決することができる」

「見解」は、「新しい国際経済システム」を考えるに当たって前提となる世界経済の「歴史的転換」の事実を、このように捉えた。

一、世界を共産圏と自由圏に分断してきた冷戦構造が崩壊したことによって、多極化された世界政治構造が生まれようとしている。それぞれのブロック内の社会的・経済的条件に基本的な変化が生じており、今や両者の冷戦という対立関係は、より複雑な性格を持った経済的・政治的協力関係に置き換えられつつある。

一、世界は通貨・貿易・投資・援助等の国際経済関係において、新しい秩序を模索するに至っている。一九六〇年代の終りには、ブレトン・ウッズ体制では、日・米・欧の地位の変化や、これらの諸国間の高度な経済

第十四章 「転換期」における国際的対応

統合に対応できないことが明らかになった。七一年八月十五日にドルの交換性が公式に停止されたことは、戦後通貨制度の終焉を示すものであった。

一、発展途上諸国が、新しい世界政治構造と国際経済秩序の中に、特別な地位を要求してきている。そして、一部の発展途上国は、その持てる資源による経済的収益を極大化するために、共同して行動し始めるようになってきている。多くの発展途上国が、ここ十年間に目覚ましい発展を遂げたとはいえ、その国民の大部分は依然として極度の貧困の状態にある。より合理的な国際分業を達成しうる新しい国際経済秩序を築くに当たっては、彼らの要求に高い優先順位が与えられるべきである。

一、既存の多国籍企業の急速な成長と、新しい多国籍企業の絶えざる登場は、世界経済に新しい力を創り出している。これらの企業は、その経営活動の中に、情報・経営資源・組織の世界的ネットワークを目ざす世界戦略を導入してきたが、このネットワークは財・資金の流れに重大な影響を及ぼすものである。

「見解」は、このような世界経済の歴史的転換過程に対処するために、「新しい国際経済システム」の「基本的原則」を設定した。この「基本的原則」は、各国の経済発展および国民福祉の漸進的な改善と調和する、新しい国際経済社会の形成を実現するために必要な「原則」にはかならない。即ち、次の諸点が指摘された。

(一) 国際的取引において、無差別と最大限の自由を長期的に保証するシステムを追求しなければならない。

(二) こうした基本原則が実現されるためには、暫定的な調整手段が導入される必要がある。その調整手段は、各国国内の経済社会の均衡ある発展、なかならず産業調整の円滑な推進、環境改善などに要する各種社会的費用の内部化、さらには発展途上国と先進国との格差縮小に有効に資するものでなければならない。

(三) 国際貿易・投資の自由化は現在より逆行させることなく、自国の問題を主に他国の犠牲において解決するようなやり方は回避しなければならない。とくに農産物や石油その他の基礎的資源の生産や貿易の問題を扱う場合には、狭い国家利益よりはむしろ世界的視点から考慮することが必要である。

(四) 経済成長の目標は、慣例的に市場価格で算定されている国民産出高を増加させることにあるとされているが、もっと広く、社会的矛盾の解決、消費者福祉の増大、環境改善、エネルギーやその他の稀少資源の有効利用など、適切な市場外目標を含めたものとして捉えなければならない。

以上のような基本的考え方を前提にして、「見解」は具体的な問題の検討に移る。まず、「国際収支調整と為替相場制度」では、このように指摘した。

一、より早く機能する世界経済システムを確立するためには、国際収支の赤字・黒字調整プロセスを大幅に改善しなければならない。即ち、黒字国・赤字国双方の国際収支の不均衡を速かに、かつ適切に調整しうる新しい有効な規則・手続きが必要とされている。新しいシステムでは、各国政府が採用する調整手段の選択の幅をかなり大きくしておくべきであるが、明らかにブレトン・ウッズ体制の下におけるよりも、為替レート変更が国際収支調整において、一層大きな役割を果たすべきである。

一、どのような為替レート制度が選択されるにしても、その制度の運営を規定する明確なルール(その中には切下げ競争を防ぐための規定も含まれねばならない)が、国際的合意によって設定されなければならない。そして、そのルールは、より強化されたIMFによって運営されるべきである。さらに、最近の石油価格の高騰のような異常事態により、突然かつ深刻な国際収支の悪化に直面している国が、為替レートの調整その

他必要な手段を採用することができるよう、そのルールは十分に弾力的なものでなければならぬ。

「貿易政策」では、まず次の諸点を強調した。

一、国際收支調整メカニズムが改善されれば、より開放的で効果的な世界貿易確立への新しい機会が生まれることにならう。ドルの過大評価と他国通貨の過小評価が累積した結果、米産産業の国際競争力が低下し、さまざまな混乱をひき起こすとともに、日本の数多くの輸出自主規制を含む広範囲な制限的措置を招来するに至った。

二、とはいえ、より円滑な国際收支調整メカニズムが機能するようになったとしても、個々の国の特定の経済部門、産業、地域に深刻な問題が生ずることは避けられない。そして政府は、そのような問題に背を向けることはできないし、また、そうすべきでもない。新しい世界貿易政策の大きな課題は、より適切な国際分業の利益を最大限に享受できるような方法で、これらの問題を解決するにある。

三、これからの世界貿易政策は、ただ単に貿易障害や人為的な貿易奨励措置を除去するにあるのではない。各国が国家目標を追求しながら自国の経済運営を進めるが故に各国が相互に影響し合う方法に、いかなる対処をするかが重要になる。

とはいえ、取りあえず世界の貿易を歪め、資源の有効利用を妨げている現存の複雑な貿易に関する措置を除去することから、貿易政策を改訂していくことが先決である。

「貿易政策」では、(1)関税障壁、(2)非関税歪曲要因、(3)農産物輸入に対する障壁、(4)差別的貿易協定、(5)輸出に関する措置、(6)多角的セーフガードの導入、(7)発展途上国との貿易——の各項目について、「新しい国際経済

秩序」とくに「新しい世界貿易政策」の確立の線に沿う、適切な提案を行なった。その中には、『非関税貿易歪曲要因』『低所得国への貿易政策』『東南アジア開発援助』など、経済同友会の参加する過去の国際共同提言で表明された考え方の線に沿うものが、いくつかある。とくに新味を持っているのは、「農産物輸入に対する障壁」についてである。このように指摘されている。

一、農産物の需給逼迫と高価格によって、世界経済には新しい課題が持ちあがっている。しかし、工業諸国の政府は、世界の農業情勢の変化のスピードに合わせて、国内の農業政策を調整することが、今日まで出来ていない。

二、多くの国では、国内の農民保護のための農産物価格支持制度を維持するために、高関税・輸入数量制限など、農産物輸入障壁を設けている。農業部門は過去二十五年間にわたって、貿易自由化の主流の外に置かれてきたといえる。

一、その価格を世界の長期トレンドより高い水準に維持する農産物価格支持政策は、農業の長期的・安定的発展を阻害する。そして、農業部門内の、さらには農業と他の産業との間における資源配分を歪めることになる。そこで、この種の保護政策を採っている国々では、それが実質的な生活水準に悪影響を及ぼしていることを十分に考慮に入れて、価格支持政策を再検討することが必要であろう。

一、これからの政府の農業政策の方向としては、農民の福祉の向上、潤沢な食糧の確保を目標にするのみならず、貿易自由化の進展の基礎を強化することに向けられなければならない。輸入数量制限と結びついた価格支持政策によるよりは、低所得農民への補助金ないし直接所得補償の形態に重点を置くことによって、低所

第十四章 「転換期」における国際的対応

得農民を援助するという目標を達成すべきである。

「見解」は、「対外民間直接投資」と「対外援助」についても述べた。これらも過去における国際的合意と基調を同じくする。

最も切迫した現実性を担っているのは、「資源問題」についての分析と提案であった。

「見解」は「石油危機」について、「エネルギー問題への対処の仕方いかんによっては、すべての国の全般的な経済発展に重大な影響を及ぼすことになると思われる」との見通しに立って、その及ぼす広範な緊張要因を、次の諸点に捉える。

一、今後とも稀少性が続くとの見通しのため、既存の石油供給をめぐって、一種の競争がひき起こされ、主要な石油輸入国間の関係を損なう恐れがある。

一、石油価格の急騰は、いくつかの発展途上国経済にとって、また、とくに開発に必要な物資を輸入するための外貨資源にとって、厳しい負担となる。そのために、より貧困な諸国の経済成長が阻害される可能性がある。

一、石油輸入国は經常収入を均衡させるために、エネルギー以外で貿易収支の黒字を獲得し、それによって、増大するエネルギー輸入費用を賄おうとする。そのため海外市場では破壊的競争を展開し、国内では保護主義的な政策を採用する恐れがある。

一、石油輸入諸国の貿易収支の赤字の総額は、石油輸出諸国の全余剰資金が輸入諸国の短期・長期資金、または通貨準備資産に投資されて初めて、相殺されることになる。しかし、その規模が莫大なために、これらの

累積余剰資金は、国際金融制度——制度自体の安定性や第一次準備資産の形での流動性の必要を含めて——に対して、重大な意味を持ちうる。

「見解」は、「石油危機」を契機として、エネルギー問題を長期的視野で捉え、その解決のためにとるべき「必要な行動」として、次の諸点を強調した。

一、今後エネルギーは、ますます稀少となり、高価になると予想されるため、北米・日本・西欧諸国は今や、中期的・長期的観点から新エネルギー源を開発し、浪費をなくし、利用効率を高めることによって、エネルギーを保存するよう、断固として行動しなければならぬ。

一、供給増加のために必要とされる行動としては、海底の石油・ガス資源開発、石炭のガス化・液化、オイルシール・タールサンドからの石油の抽出のための集中的計画の促進、原子力エネルギー開発の一層の促進などがある。原子核融合、太陽・地熱エネルギーなどの新しい形のエネルギーについての研究は、国家の主要な優先目標とされるべきである。

一、エネルギー問題では、それぞれの国内的措置のみならず、消費国間、および消費国と産出国の高度の協力が必要とされる。消費国間の主要な協力方法としては、(1)限られたエネルギー供給を優先的に獲得するため破壊的競争を回避すること、(2)供給に緊急事態が発生した場合の融通体制の確立、(3)現在ある供給量のより合理的な利用によるエネルギーの保存、(4)新エネルギー源の探査・発見の奨励、(5)エネルギーの効率的利用、石油に対する代替エネルギー源の開発のための新技術についての研究の調整——などである。

また消費国は産出国に対して、(1)石油産出量増加の奨励、(2)産出国の経済の多角化、発展に対する援助と

第十四章 「転換期」における国際的対応

参加、(3)産出国の余剰資本の消費国経済における生産的投資への誘導——などで協力することにより、産出国との間の責任あるパートナーシップを確立する道を見出さなければならぬ。

最後に「見解」は、「石油危機」に関連する一つの緊急的提案を提示した。

「石油輸入価格の劇的な急騰によって、非産油発展途上国が受ける不利な影響をいかに緩和するかが、国際経済にとっての緊急の課題となっている。一九七四年におけるこれらの国の石油輸入に要する費用増加は、現在受けている援助額にはほぼ等しいと見られている。したがって、非産油発展途上国が、その開発に必要な物資の輸入に要する費用増加を賄うことができるように、石油の輸出によって生じる莫大な余剰資金の一部を、産油国から非産油発展途上国へ回すための方途を見出すことが必要である」

この「共同見解」における「エネルギー問題」への対応は、さらに、その後における情勢の進展を踏まえつつ、協力七団体によって進められた「エネルギーと国際経済」共同研究に対する、一つの有力な契機ともなったのである。

二 「エネルギー問題」の国際的究明

前述の「日米共同見解」は、「資源問題」の項で、いわゆる「石油危機」以前の石油事情について、次のように分析した。

「中東で十月戦争が勃発するかなり以前から、需要が予想しうる供給増を急速に上回っていたという事情からす

れば、世界は石油危機に直面していたのである。地域的に不足が生じ、価格が急騰した背景には、短期的な逼迫とともに、世界の需給を均衡化するという長期的な問題に対処すべき措置を要する事態が生じていたのである。

しかし、十月戦争のため、この問題は新たな局面を迎えることとなった。さらに、それまでは徐々に上昇してきた価格は、まさに爆発的に急騰し、中東地域の石油価格は三カ月間に約四倍になった」

エネルギー危機到来の可能性と、それに伴う不安感は、すでに一九七二年（昭和四十七年）ごろから米国において問題とされていたが、やがて欧州においても、それは先見性ある関心を引くに至った。

昭和四十八年二月ロンドンに開かれた協力七団体専務理事会議では、フランスC.R.C.の提唱で、エネルギー資源に関する国際シンポジウムを開催する方針を決定した。その具体的計画はC.R.C.で準備することになったが、同年九月には、「七四年六月六日から三日間パリで開く」ことに方針が決まった。

そして、十月には「石油危機」が起こり、エネルギー国際シンポジウム開催の意義は、一層重くなったわけである。経済同友会は、昭和四十九年二月、北裏喜一郎対外政策委員長を欧州に派遣し、エネルギー問題に対する欧州各国の考え方の基調打診を行なった。

このころには、同友会とCEDとの『新しい国際経済秩序』（既述）についての共同研究が、資源・エネルギー問題をも含めて、一応の成案を得ており、二月十五日の幹事会で審議・了承されていた。この「共同提案」は既述のように、六月十七日に発表されたが、その十日前にはパリで、前記「国際シンポジウム」が開かれたわけである。

第十四章 「転換期」における国際的対応

「国際シンポジウム」を機に、フランスC.R.C.の主唱で、エネルギーと国際経済問題についての七団体共同研究を行なうことが決まり、具体的準備はCEDが担当することとなった。「エネルギーと国際経済・金融問題」に関する協力七団体の「第一回合同会議」は、四十九年十月ニューヨークで開かれ、ついで「第二回合同会議」が五十年一月パリで開かれた。そして九月、「高価格エネルギーと国際経済」と題する国際共同提言が発表されたのである。

これらが「石油危機」前後二、三年間における経済同友会とその協力団体の活動の実態であり、それは端的に言って、エネルギー問題の国際的究明ともいえるべき共同的志向によって貫かれたのであった。

(一) 「国際シンポジウム」の開催

「エネルギー・原材料」という名の「国際シンポジウム」の開催は、フランスC.R.C.のシャン・シュヌビエ会長が提唱したもので、ポンピドー仏大統領も大いに賛意を表し、「この企てには協力を惜しまない」と言明したといわれる。

「国際シンポジウム」開催の趣旨は、激動するエネルギー・原材料情勢を前に、この問題に関する各国の立場による考え方の相違のあることを確認しつつ、これを交渉の場とすることなく、自由な前向きな発想を出し合い、それらをプールすることによって新しい長期的解決への共通基盤を見出す———というにあった。

このような会議の性格から、参加者についても、先進国、発展途上国、あるいは産出国、消費国、さらには共産圏諸国にも呼びかけて、できるだけグローバルなものとするのが意図された。

また、このような趣旨をよりよく実現するため、開催に先立ち、予め共通の質問項目を用意し、これを世界約三十カ国の資源問題に関する有識者および十二の国際機関の代表に示して意見を聞き、その記録を取りまとめ「シンポジウム」の討議資料として活用する——という手だてが整えられていた。その作業については、経済同友会は、日本・インド・イランの三カ国の有識者（各国一〜二名）と国際錫理事会（ロンドン）のインタビュートを分担した。また日本の「有識者」としては、エネルギー関係で木川田一隆同友会代表幹事が、鉱物資源関係で斎藤英四郎同資源開発委員長が、それぞれ指名され、インタビュ어의回答者となった。

なお同友会は、斎藤資源開発委員長を窓口として、この「国際シンポジウム」への協力・参加の態勢を整えた。経済同友会は昭和四十九年二月三日から十一日まで、北裏喜一郎対外政策委員長を団長とする「欧州経済調査団」を派遣した。阿部讓・池田松次郎・土方武の各幹事らが団員として参加した。

「調査団」の目的は、拡大二年目のEC諸国の実情を見ること、欧州における協力諸団体との関係を一層深めることのほか、とくに「国際シンポジウム」開催の前に、欧州各国のエネルギー・資源問題に対する考え方を打診することも、有力な目的の一つであった。北裏団長は帰国後、四月十九日の幹事会で、エネルギー問題につき、次のように述べた。

「イギリスは北海油田の開発によって、一九八〇年には石油輸入をゼロにする可能性があるのです、そのころ国際収支も著しく改善される、という見通しを持っていた。

CRCは国際シンポジウムに期待をかけていた。この会議には、立場を異にする多くの国々が一堂に会し

第十四章 「転換期」における国際的対応

て、エネルギー・原材料の世界需給バランスをどのように安定させるか、という共通の悩みについて話し合おうとするものである。一回のシンポジウムで解答が出るわけではないが、問題の所在、解決のためのアイデアなどをプールすることによって、望ましい国際分業の方向が出てくるものと期待される。

CRCは、協力七団体共催のこのシンポジウムによって、提携関係が一層強化されることにもなるので、日本からも多数の参加があることを、非常な熱意をもって望んでいた」

「エネルギー・原材料」国際シンポジウムは、日・米・欧協力七団体の共催により、パリ国際センターで、昭和四十九年六月六日から三日間の日程で開かれた。世界約五十カ国から千二百名が参加した。わが国からは、経済同友会の石川六郎副代表幹事・斎藤英四郎資源開発委員長・宮田裕也社会開発委員長・日高輝幹事・山下静一専務理事はじめ、在欧日本企業からの参加者を含め、約五十名が出席した。

主催者を代表して、フランスCRCのシュヌビエ会長の挨拶のあと、とくに招かれた四人のゲスト・スピーカーから、それぞれ次の諸点を強調する講演があった。

▽エバリー米通商代表

一、自由無差別、交渉による紛争回避、発展途上国に対する特別の配慮——という戦後国際貿易の基盤であった三原則が、最近の事態で揺るがされた。

一、原材料価格の一方的かつ急激な引上げは、産出国の利益をも阻害する恐れがある。

一、需給が逼迫している商品をめぐる通商上の紛争を回避・解決するために、国際的なガイドラインが必要

である。

▽ドルナノ仏産業相

一、産出国側のカルテル結成の動き、いくつかの消費国におけるエネルギー資源自給への動きは、戦後の国際経済関係の進展を阻害する恐れがある。

一、資源保有国の資源に対する主権は、自明のことであるが、紛争を回避し、国際協力を進めるために、産出国と消費国との対話が必要である。

▽バン・レネップOECD事務総長

一、これまでは資源の価格が比較的低廉だったので、資源開発投資が不十分であった一方、浪費が促進されたため、供給不足が生じた。

一、これからは、(1)省資源型消費に切り換えるなど新しいタイプの成長、(2)国際通貨制度を混乱させないようなオイル・ダラーの還流方法——などを考えていかねばならない。

▽スミトロ・インドネシア研究開発相

一、価格は、産出国と消費国の協議による公正なものであることが望ましい。そのため、多国籍企業や消費国側の取り分を減らし、産出国側の取り分を多くする必要がある。

一、産出国としては、安定的実質所得を望んでおり、長期商品協定をつくるべきだと思う。

「シンポジウム」は、資源別の問題を取りあげるのではなく、相互依存関係の高まっているエネルギー・原料問題を、貿易・通貨・金融・環境保全・開発資金など、多角的・総合的に検討する方法をとったため、多くの

二 「エネルギー問題」の国際的究明

第十四章 「転換期」における国際的対応

分科会がつくられ、また、すべての分科会が緊密に関連し合う形で運営された。

分科会は、「エネルギー・原材料の需給見通しとその対応」「天然資源の最適利用の方法」「経済発展・資源開発と環境保全の調和」「国際貿易の再編成」「国際通貨・金融の新情勢」「投資資金の調達」「消費国と産出国の新しい協力関係」「国際協力の新分野」および「世界経済の均衡ある発展」——の九つの分野にわかれた。

石川副代表幹事は「環境保全」分科会で、また宮田委員長は「消費国と産出国」分科会で、いずれも問題提起を行ない、また斎藤委員長は「国際協力の新分野」分科会の議長に選ばれた。

一般的に関心の深い「消費国と産出国の新しい協力関係」分科会における主な論点は、次のようであった。まず、消費国側の意見は、こうである。

一、石油輸出国の一九七四年の外貨収入は一千億ドルに達する見通しもあり、その半分以上が過剰資金となり、それが輸入国側の赤字にほぼ見合っている。過剰資金は短資として海外に出て、国際通貨制度を混乱させる恐れがあるばかりでなく、現在の制度の下では、資金を必要とする国に還流しないという問題がある。

一、この問題の調整には時間がかかり、代替エネルギー開発にも十年ないし十五年を必要とするので、通貨問題の重要性は累積的に増大する。

一、他方、原材料価格の上昇によるインフレによって、産油国側は増産意欲を失い、新たな供給不足が生ずる可能性も感じられる。

一、産出国と輸入国の話し合いが必要であるが、その場合、(1)輸入国が経済的にも資金的にも耐えうる妥当な条件で、供給が確保されること、(2)いずれは枯渇する資源に依存している産出国側の長期的利益を保護でき

ること——の二点が、前提になる。

これらの意見に対して、産出国側の見解は、こうであった。

一、石油価格の上昇は資源産出利益の再配分を目指したもので、遅ればせながら、OPEC加盟国に公正な経済発展の機会を与えたものである。

一、これまでは石油価格が低すぎたため、先進国は石油を浪費してきた。先進産油国も自国の資源の枯渇をできるだけ遅らせようとしており、それはOPECも同じである。石油価格の上昇によって、エネルギー利用の効率が上がり、代替エネルギー開発が促進されることが、望ましい。

一、資源輸出国の多くは発展途上国であって、先進工業国の協力と援助があつてこそ発展できるということを、理解している。一方、OPECは、石油を持たない発展途上国に対する援助を進めており、GDP（国内総生産）の1%という援助目標を達成している。

消費国・産出国によるこのような意見開陳を通じて明らかになったことは、「資源は人類共有の財産というよりは、保有国の主権の下に置かれるべきものである」という考えが定着しており、また両者の関係については、「不平等を前提としての恩恵的な関係ではなく、所得水準の格差是正が真剣に追求されなければならない」というのが共通の認識であった、ということである。

最後にオトリEC委員長が講演し、「資源・エネルギーは産出国にとっても消費国にとっても、成長と国内諸政策の基盤をなすもので、その安定供給を保証するような国際協定が必要である」ことを強調した。

(二) 協力七団体による共同研究

パリで開かれた「国際シンポジウム」が有意義な成果をおさめてから一カ月足らず後、七月二日、アメリカC E Dから経済同友会に対し、「現在のエネルギー情勢と国際経済・金融問題」に関する、日米欧七団体の国際共同研究について、申し入れがあった。同友会は七月十九日の幹事会で審議の結果、これに参加することを決めた。

C E Dが、この共同研究の幹事役を買って出たのには、二つの理由ないし動機があった。第一に、C E Dは同友会との共同研究『新しい国際経済秩序を求めて』をまとめる最終段階で、石油問題に関する一層掘り下げた検討の必要を痛感し、ニール専務理事から同友会側に対して、「石油問題に伴う新しい国際経済システム、とくにオイル・ダラーを中心とする国際金融問題等について、日米で共同研究を進めてはどうか」という、提案が行なわれていた。第二に、それと相前後して、パリの「国際シンポジウム」の直後に開かれた七団体代表者会議の席上、フランスC R Cから、「今回のシンポジウムで討議されたいいくつかのテーマを發展させて、七団体で何らかの結論をまとめるようにしたい」との提案があり、これに対してC E Dから、「日米間で石油問題の共同研究を考えているが、それを七カ国経済団体の国際共同研究として拡大したい」旨を提案、同友会もこれを了承し、七団体の合意が成立したのであった。

「共同研究」の具体的なアウトライン案の作成はC E Dが担当したが、同友会に提示された案によると、「共同研究」プロジェクトの問題意識は、次のように記されていた。

「現代のエネルギー情勢は、石油の供給国と需要国との関係が急激に変化し、かつ、それが今後長期にわたる

ものであることを示している。この変化は、世界の国際収支構造を急激に変えただけではない。それは国際経済システムの基盤そのものを根底から揺るがし、また、これまでの貿易や金融の流れ、長期投資の基礎として受け入れられていた原則や取り決めについて、新しい問題を提起している。

この政策提言の研究では、石油の供給・価格に生じた変化を概観し、そして工業諸国・発展途上世界の双方に生じた変化の経済的帰結について、考察することになろう。次に、これらの展開が世界の経済システムにもたらす政策的意味を評価し、国際協力活動についての提言を行なう」

また、「アウトライン」案には、次のような具体的要項が示されていた。

一、政策提言は一年以内にまとめる。

一、本年（七四年）九月にアメリカで第一回合同委員会を開催し、その後二回程度、委員会を開く。

一、CEDがプロジェクト・マネージャーを担当する。

一、協力七団体に完全な統一見解をまとめるのが困難な部分については、少数意見を「ナショナル・ノート」として掲載する。

「エネルギーと国際経済・金融問題」をテーマとする国際共同研究の「第一回合同会議」は、十月四、五の両日、ニューヨークのピエール・ホテルならびにCED会議室で開催された。経済同友会からは、長谷川周重副代表幹事と山下静一専務理事が出席した。各団体のトラスティ・レベルの代表約三十名のほかに、CEDからは、アドバイザーとして学者や「メジャー」の専門家が参加した。

二 「エネルギー問題」の国際的究明

第十四章 「転換期」における国際的対応

会議は、CEDの作成したフレームワークを参考にしつつ、自由討議を展開した。「共同研究」のテーマめぐり、多種多様の見解が示され、また各国の立場の相違も表面に出るなど、エネルギー問題の複雑さと、解決のむずかしさが浮き彫りにされた。

会議参加者に共通する事態の認識は、次のようなものであった。

一、石油価格の爆発的上昇による石油輸出国と輸入国との国際収支上の不均衡が、一九七五年以降の国際経済に対する最大の脅威になる。

一、しかも、この不均衡は現状のままでは、現存の国際金融メカニズムによる調整が不可能なほど、急速に拡大する。たとえば、OPEC諸国の経常収支の黒字は、七五年七月ごろには六〇〇～七五〇億ドルに達するものと見込まれる。これは米国のこれまでの対外直接投資残高の七五％に相当する額が、わずか一年たらずの間に、アラブ産油国に帰することを意味する。

一、石油輸出国のこうした巨額の余剰資金を吸収できるのは、先進工業国の中でも数カ国に過ぎず、さらに石油輸出国から取り入れた外貨を他の国にトランスファーできる国は、さらに限られたものとなる。

一、したがって、主要石油輸入国とOPEC主要国が一緒になって、新しい国際金融メカニズムの責任を分かち合うことが望ましい。そして、OPECがそれを拒否すれば、石油輸出国も共倒れになることを、OPECに理解してもらう必要がある。

また、こうしたメカニズム創設のための話し合いが、早急に行なわれなければならない。

問題の重要性と、その解決が急がれるという点においては、このように、各団体とも共通の認識に立つことが

できた。しかし、解決への重点の置きどころについては、団体間に意見の相違が見られた。

即ち、欧州の諸団体は、「石油問題」の政治的側面を無視できないとしながらも、「共同研究」の焦点を、オイル・マネーの還流問題に当てようとした。これに対して、CEDは、戦後の世界政治・経済をリードしてきた米国の石油禁輸措置の対象とされた、という事情もあって、事態をきわめて深刻に受けとめつつ、次の諸点を力説したのである。

一、OPECとの対話による平和的解決は期せられねばならない。しかし一面、新しい勢力に対処しようとする姿勢も必要であるし、また、米国としては、再び禁輸が行なわれた場合のシナリオも考えておかなければならない。

一、事態は極めて重大で、解決のための速かな行動が必要であることを、国内外の世論に訴えることが、この「共同研究」の第一の目的である。

一、オイル・マネーの還流問題や、長期的にモデルトな石油価格の在り方を含めて、貿易・通貨制度など国際経済全般について、先進石油輸入国が共同歩調をとれる領域を、探る必要がある。

経済同友会は、次のような見解を述べた。

一、産油国も含めた発展途上国との協調という基本姿勢を崩すことはできない。

一、「共同研究」で扱う問題を、短期的と長期的のものに整理し、短期の問題としては還流問題、長期の問題としては産業構造の転換などに焦点を合わせる必要がある。

一、石油をめぐる情勢が非常に流動的であるため、研究期間を短縮しないと発表のタイミングを失う。

二 「エネルギー問題」の国際的究明

第二回の「合同会議」は昭和五十年一月パリで開催されることになった。経済同友会はこれにそなえて、十月二十五日、基本態度を協議するための会合を開いた。その結果、(1)石油問題の政治的側面も考慮しつつ「共同研究」を進める、(2)資源小国の日本としては、多面的国際協力が不可欠である、(3)発展途上国へのオイル・マネーの還流については、先進国の援助資金による利子補給も考える——などを骨子とするコメントを作成、CEDに送付した。

「共同研究」の各参加団体は、自己の見解を示す文書をCEDに送り、CEDはこれらを基礎に「共同提言」案の第一次試案を作成、昭和四十九年十二月、各団体に提示した。

翌昭和五十年一月十三、十四の両日、「第二回合同会議」がパリで開かれた。同友会からは、村本周三副代表幹事が出席した。続いて四月十、十一の両日ニューヨークで、「第三回合同会議」が開催され、ようやく成案を得るに至った。

これらの会議を通じて、経済同友会が堅持し主張してきた基本的態度は、次の通りであった。

一、まず、各国が置かれているエネルギー事情の違いを背景にして、各団体ともそれぞれ異なった視点を持っていたため、日本の特殊事情についての理解の浸透に努めた。

一、次に問題解決の基本原則としては、米国のような「エネルギー自立」ではなく、「エネルギー相互依存関係」即ち、多面的国際協力でなければならぬことを、一貫して主張した。

一、このような考え方は、産油国・消費国には共通の利益がある、という認識を基礎にしたものである。即ち、消費国は石油が必要であり、一方、産油国は経済発展を目指しているが、この目標はともに、相互の協力がなければ達成できず、しかも世界経済としては健全な拡大基調になければならない、ということである。そのためには、産油国・先進国が協力して、発展途上国に援助の手を差し伸べる必要がある。

一、結局、意味するところは、第一に、産油国も世界のパートナーとしての自覚がなければならないし、第二に、先進国・産油国・非産油発展途上国の三者の密接な協力こそ、問題解決の前提であるということである。このような同友会の主張は、客観的な事態の急速な進展もあって、徐々に各団体の共通認識となり、「共同提言」の基調を形成するのに働いたのである。

(三) 『高価格エネルギーと国際経済』

——多面的国際協力を勧告——

協力七団体は五十年九月二十日、『高価格エネルギーと国際経済』と題する「共同提言」を同時発表した。

「共同提言」は、「序論」で、多面的な国際協力の必要性を強調して、こう記した。

「すでに石油輸入国間では国際的に大きな反響が起っており、また石油輸出国と石油輸入国の間には建設的な協力の余地が十分にある。輸入国は妥当な価格による安定した石油供給を必要としている。一方輸出国は経済発展を熱望しており、これは工業国の技術援助を受けて初めて達成できる目標である。そして石油輸出国と工業国はともに、健全で成長する世界経済を必要としており、そのためには非産油発展途上国に対する援助が

第十四章 「転換期」における国際的対応

必要となる。しかし、最も楽観的な見方をしても、世界経済の厳しい緊張状態は続くものと思われる。その緊張は、発展途上国において特に強く感じられよう」

「提言」は次に、「国際的エネルギー危機の原因と影響」を分析した後、「国内経済への影響」「国際金融問題」「発展途上国の状況」「国際通商政策」および「工業国間の協力」について、それぞれ周到な考察をめぐらしたうえ適切な勧告を行なっている。勧告の主要部分を示せば、次の通りである。

〔国内経済への影響〕

一、石油輸入国政府が緊急に着手すべき仕事の一つは、エネルギー問題が内蔵している本当の規模と意味を国民に正しく理解させ、またそれ故に、所得調整のための要求にも自制が必要になっていることを理解させることである。

一、OECD諸国の政府が最初に取り組まなければならない課題の一つは、国内経済の停滞を回復することである。国内経済の停滞は石油価格上昇により深刻化し、国民の苦しみと生産諸要素の浪費を招いている。

それ故、OECD諸国が完全雇用になづくにつれて、各国政府は投資促進を重視した政策を採用するよう勧告する。

〔国際金融問題〕

一、OECD諸国の国際収支調整問題に対する具体的なアプローチとして、取りあえず（たとえば一九七五年と一九七六年については）各国は狭義の石油經常赤字を受け入れ、これを民間および公的な資本流入によって補填するよう勧告する。勿論、石油価格上昇に直接起因しない赤字は、速かに修正すべきである。一九

七六年以降、ペトロ・ダラーの長期投資が落ち着いたパターンを示すようになっても残っている「基礎的」不均衡については、為替レートの変更によって改善する方向に徐々に重点を移していくよう提案する。

一、経済的に強いOECD諸国は、OPEC諸国と協力して新たな合同基金を設立し、事前に決められた経済的基準に照らして、援助を要すると認められる諸国に融資するような取り決めを作成するよう、勧告する。この新しい機構を両者の間でどう運営していくかは、双方の抛出、リスク負担の割合に応じることになるが、OPECとOECDの具体的な抛出分担・貸付の条件は両者の交渉に待つ問題である。

一、OPEC諸国が、その巨額の投資による市場条件の変化のために、かえって不利益を被ることなく投資できるようにするために、OPEC諸国に対して特別条項付きの政府証券を発行することも正当化されると考える。しかし、そうした特別の条項の中に一般投資家に与えられないような保証は含めるべきではない。一、諸国間の調和ある為替政策の採用を促し、また不当に競争力を強化する目的で為替市場へ介入するのを防ぐため、通貨フロートの管理に関する効果的なガイドラインを作成、合意するよう努力を重ねることが、現状では特に重要である。

〔発展途上国の状況〕

一、世界銀行はOECD諸国の資本市場において、必要な時はいつでも石油収入を間接的に導入することができるようになることを勧告する。

一、利子補給という手法を用いれば、世界銀行もそのハード・ローンと、IDA（第二世銀）のソフト・ローンの中間の条件で長期ローンを供与する「第三の窓口」を設けることができる。当初は小規模であって

第十四章 「転換期」における国際的対応

も、世界銀行はこの第三の窓口を通じて、贈与的条件の金融を必要とする発展途上国を弾力的に援助できるようにする。そこで、われわれの政府がこの第三の窓口に必要な資金を拠出するよう勧告する。

最も貧しい国でも満足すべき成長率を維持しうるだけの額を、OPECとOECD双方の政府がIDAに拠出するよう要請する。

〔国際通商政策〕

一、国際収支調整を要する国に対しては、IMFが国際収支上の観点からの正当性を厳重に監視することとして、現在GATT規約で認められている輸入数量制限以外にも適切な手段を採れるように、GATT、IMFの規定を改訂すべきである。そして、GATTは従来通り通商政策上の観点から、こうした制限的措置の妥当性についての裁定権を有することとする。（これには経済同友会は、「この勧告には同意できない」旨の脚注を付記している）

一、われわれはインデクセーション——即ち、石油価格を製造工業品価格にリンクさせるシステム——が石油あるいはその他の商品価格を決めるための適切な原理であるとは考えない。その理由は、インレーションを刺激し、また長期的な技術進歩の動向をはじめ市場条件の変化とは無関係なベースで、価格を硬直的に決めてしまうことになるからである。

〔工業国間の協力〕

一、われわれはIEA（国際エネルギー機関）加盟国間の緊急時のための石油備蓄・融通計画を歓迎し、その加盟国が速かに批准あるいは承認するよう要請する。

一、IEA計画を効果あるものにするためには、各国は緊急時に直ちに発動できる常に最新の情報に基づいた節約・燃料配分計画を常備しておかなければならない。

一、OECD諸国は高い優先度をもって、それぞれの経済に応じた手段で自国の石油の消費・輸入を抑制する総合的な国内エネルギー節約計画を策定すべきである。

一、われわれはIEAがエネルギー節約のための技術および経済政策に関する国際情報交換システムを確立するとともに、できるだけ広範にわたる国際的な節約研究計画を策定・調整するよう勧告する。

一、コストの高い新しいエネルギー源に投資する者に対しては、何らかの国内的措置による保証が必要である。そして本来その保証は合成燃料やシェールなどのコストの高い、在来型でない燃料への投資に対して行なわれるべきである。

三 東南アジアとの積極交流

発展途上国の国際的発言力が強まり、また、とくにエネルギー・資源事情が緊迫・複雑化の度を加えるにつれて、わが国経済界の東南アジアに対する関心が、別の意味で強まってくるのは当然のことであった。

東南アジア諸国に対するわが国の開発援助は、量的にこそ年々前進していたが、その質的内容においては、受入れ国との間に必ずしも十分には、真の意味の相互信頼関係を確立するに足るものではなかった。とくに、進出企業の在り方や在留邦人のビヘイビアに対しては、現地側からの批判も多く、対日不満の高まりが憂慮されると

三 東南アジアとの積極交流

第十四章 「転換期」における国際的対応

といった情勢も、軽視できなかった。

このような局面において、経済界は、発展途上国に対する「投資行動指針」を打ち出して、自らの進出姿勢に深い反省を加えた。また、とくに経済同友会は、発展途上各国の駐日大使との積極的な対話活動を展開して、意思の疏通に努めるとともに、東南アジアの民間経済人との交流の一層の緊密化を図る方針を確認した。その線における活動が結実して形を成したのが「東南アジア経営者会議」の開催であった。同友会を含む経済三団体による「日比経済委員会」の設立も、同じ発想に出るものである。

(一) 『投資行動指針』と対話活動

経済同友会・経団連・日商・日経連の経済四団体と日本貿易会は、昭和四十八年六月一日『発展途上国に対する投資行動の指針』を発表した。これは、発展途上国におけるわが国企業のビヘイビアをめぐって、とかく現地側との摩擦が生じがちな状況を是正するため、五団体の専務理事を中心とする事務局レベルで、同年四月以来検討されてきたものであった。経済同友会では、「対外政策委員会」が中心となって原案を検討し、その意見を『指針』に反映させた。

『投資行動の指針』は、次のような情勢認識に立っている。

一、一九七〇年代の世界経済においては、海外投資を含む多面的な企業活動の国際的展開が一層活発化するものと考えられる。しかし一方、各国間の相互依存関係が緊密の度を増し、種々の要請が複雑多岐にからみ、かつての自由至上の経済理念ですべてを律することは、もはや困難となり、世界の平和維持と民生の安定を

求めて、自由競争裡における新しい理念の確立が求められている。

一、わが国企業の対外経済活動も、このような世界経済の流れの中で多彩な展開を示すものとみられるが、とくに発展途上国に対する海外投資は、受入れ国の投資環境の整備のもとに長期的に受け入れられ、その国の開発・発展と国民福祉の向上に資する形のものとして進められなければならない。この場合、企業は受入れ国の立場に立って、その国の企業活動をめぐる諸条件・慣習等を尊重するとともに、その投資に当たり自己責任原則に基づく企業家精神が育ち定着していくのに資するよう、努めることが肝要である。

一、このような認識のもとに、われわれはここに、わが国企業の発展途上国向け投資における企業行動の在り方について、共通事項をまとめ、指針（ガイドライン）とするものである。

「指針」は、このような前提のもとに、次の九項目を掲げ、これを「本社ならびに現地会社において実践に努力すべきものとす」ことを、経済界および進出企業一般に要請したのである。

〔基本的姿勢〕

わが国企業の海外投資に当たっては、それが受入れ国に歓迎される投資としてそこに定着し、長期的な観点に立って企業の発展と受入れ国の開発・発展とが両立する方向で進めるとともに、受入れ国の社会に融け込むよう、その経済・社会との協調・融和を図りつつ行なうという基本的姿勢を貫く。

〔相互信頼を基盤とした事業活動の推進〕

受入れ国の経済・社会の発展を図るため、わが国企業の海外投資に当たっては、長期的な観点に立って共存共栄を旨とし、長期事業方針の明示、合理的な労使関係の確立等の適切な配慮を行ない、適当な時期に受入れ

第十四章 「転換期」における国際的対応

国の投資家等に資本参加拡大の機会を提供するとともに、現地会社の事業活動の内容を正しく紹介して受入れ国社会の理解を深める等、受入れ国との相互信頼を基盤としてその事業活動の推進に努める。

〔雇用・登用の推進〕

受入れ国における雇用機会の拡大に資するため、現地社会における従業員の雇用・登用を積極的に行なうよう努める。また、従業員の労働条件についても受入れ国の事情を十分配慮するとともに、安全・衛生を確保するための労働環境の整備に努める。

〔現地派遣者の選定、権限委譲等〕

現地会社への派遣者の選定に当たっては、協調性・意欲・能力等を適性に配慮するとともに、適切な事前の教育・訓練を行なうよう努める。

また、企業は派遣者に企業経営への意欲と責任とを持たせるため、派遣者への大幅な権限委譲、現地事情を考慮した派遣期間の設定、そのための条件整備等を図るよう努める。

〔教育・訓練の推進〕

受入れ国への技術伝播を図るため、現地会社の従業員について、社内における教育・訓練、わが国への研修派遣・留学等を行なうことにより、技能・技術（経営・管理技術を含む）の習得の機会を与えるよう努める。

〔地場産業の育成等〕

長期的な観点から国際分業の確立、受入れ国の国際収支の改善、地場産業の育成等に資するため、技術指導を行ないつつ、受入れ国で生産される機械設備・部品等をできるだけ使用することに努める。

〔再投資の促進〕

受入れ国の経済発展の促進に資するため、わが国企業は現地会社の利益等をできるだけ現地会社の拡充、周辺関連産業の育成等のための再投資に向けるよう努める。また、現地会社の利益等の送金に当たっては、当該会社の経営状況、受入れ国の国際収支等を十分考慮する。

〔受入れ国産業との協調〕

わが国企業の海外投資に当たっては、受入れ国の経済秩序を混乱させることのないよう、受入れ国産業との協調を図り、特定の地域ならびに産業への集中等を避けるよう、受入れ国とともに、現地会社の事業活動においては、受入れ国の商慣習・流通機構を尊重する。

〔受入れ国社会との協調・融和〕

受入れ国の社会との協調・融和を図るため、次の事項に留意する。

(一) 受入れ国の環境の保全に十分努める。

(二) 受入れ国の教育・福祉等への貢献に努めるとともに、現地会社の事業活動の遂行上必要とされる施設の設置に当たっては、その公共性に十分配慮する。

(三) 受入れ国における地域社会との融合に留意し、受入れ国の業界団体・地域団体に現地会社が参加するとともに、現地日本人経済団体と現地経済人との幅広くかつ親密な交流を促進する。

企業活動の実際を通じて、進出先現地の実態に詳しい「経営者」が自ら作成した『指針』だけに、その反省の方向もまた、きわめてキメ細かく現実的であった。

三 東南アジアとの積極交流

「対外政策委員会」（委員長・北裏喜一郎幹事）は昭和四十八年九月十九日、帝国ホテルで新設後初の委員会を開催、「わが国の経済と企業が国際的な広がりと深さを増すにつれ、諸外国との間に新しい摩擦と緊張が生じつつあるが、急速かつ複雑に変化する国際情勢の中で、日本経済・企業活動をいかにして国際協調の線に沿って発展させていくかは、きわめて重要な課題である」との認識に立って、四十八年度の運営方針を討議した。

その結果、「委員会」は、「海外諸国とくに東南アジア諸国の民間経済人との相互理解と交流を、幅広く進めていく必要がある」との観点から、(1)東南アジア諸国を中心に広く各国駐日大使との懇談会の開催、(2)ASEAN諸国の民間経済人との交流を促進する方法の検討——の二本柱のもとに、積極的な活動を展開することになった。この線に沿う経済同友会の国際的対話活動は次の通りで、東南アジア諸国、先進国のほか中国をも含めた国際交流が積極的に進められたことを物語る。

○ウィー駐日シンガポール大使（九月十九日・帝国ホテル）||シンガポール経済の発展方向、地域協力の展望、日本経済との関係等につき、意見を交換した。

○ラムリ駐日インドネシア大使（十月三日・帝国ホテル）||インドネシア経済の現状と国際協力をめぐり懇談した。

○ド・ラブレール駐日フランス大使（十一月十四日・帝国ホテル）||フランス経済、日仏貿易とくに日本製品との競争問題、両国間の新しい接点などについて、意見を交換した。

○アズナム駐日マレーシア大使（十二月十三日・帝国ホテル）||マレーシア経済の現状、日本との関係について

て懇談した。

○タイ国有力新聞人（昭和四十九年二月二十一日・同友クラブ）⇨タイ国民の対日感情、日タイ経済協力の在り方、両国間貿易の不均衡是正などを中心に、活発に意見が交された。タイ国側は、日本の企業進出について、次の三点をガイドラインとして指摘した。——(1)公害型産業については防止機器をつけること、(2)タイ人でも出来るような産業は遠慮すること、(3)タイ人の中の教育のある層が日本に批判的であるという点を理解すること。

○ベネディクト駐日フィリピン大使（二月二十六日・パレスホテル）⇨フィリピン経済の現状と日比経済関係について懇談した。とくに、その緊密さが双方によって確認された。

○ソムボン駐日タイ大使（六月五日・帝國ホテル）⇨タイ国の国家経済・社会開発計画の成果と展望との関連において、日タイ経済関係のあり方が論議された。

○「中華人民共和国展覧団」代表（七月三日・日本工業倶楽部）⇨経済七団体は「東京中華人民共和国展覧會協会」を設立し、東京・晴海で開催される同展覧會に協力する体制を整えていたが、これに対して、「展覧団」の季永亨団長、梁豊珠副団長らが、同友会を訪問し、謝意を表した。

○また九月二十日の「東京中国展」開催を直前に控えて、肖方洲展覧団長一行は九月十三日、経済同友会を訪問、かさねて協力への謝意を表した。ついで十九日、「東京中国展」を機に結成された「中国国際貿易促進代表団」の王耀庭団長一行が同友会を訪問、木川田代表幹事、北裏对外政策委員長らと懇談した。

なお、中国との交流については、昭和四十七年九月の日中国交回復後、はじめての出来事として、四十八年九月、

三 東南アジアとの積極交流

第十四章 「転換期」における国際的対応

「中国経済貿易友好訪日代表团」一行の同友会訪問について、さかのぼって記さなければならぬ。

即ち、九月十二日、「訪日代表团」の劉希文団長はじめ王文林・崔平・吳曙東の各副団長らは経済同友会を訪ね、木川田代表幹事、山下専務理事らと懇談した。席上、劉希文団長は、訪日の目的について、「旧い友人と旧交を温め、新しい友人との友好を深めるとともに、日本の人民から多くのものを学びたい」旨、挨拶した。これに対して、木川田代表幹事は、「物質偏重と心の調和をいかに図っていくかが、大きな課題である」と、当面する日本経済社会の本質的問題を提示して、理解を求めたのであった。

先に昭和四十八年六月、経済四団体と日本貿易会は『発展途上国に対する投資行動の指針』を発表したが、その『指針』の内容の具体的実践を推進する機関として、四十九年七月十八日「日本在外企業協会」が発足した。『指針』作成の五団体のほかに、新たに「関経連」(関西経済団体連合会) が加わり設立されたもので、同友会からは北裏対外政策委員長が、副会長として名を連ねた。

(二) 「東南アジア経営者会議」の開催

経済同友会は昭和四十九年三月十五日の幹事会で、北裏対外政策委員長の発議になる「東南アジア経営者会議」の開催を審議し、これを決定した。

これより先、昭和四十七年九月の幹事会で、当時の経済協力委員長・北裏喜一郎幹事は、「長期的視野から東南アジア諸国の発展に関し、民間経済人との間で相互理解の場を形成する必要がある」と、次の諸点を指摘し、問

題を提起した。北裏幹事は当時、東南アジア各国を歴訪し、各国の主要経済人と懇談した結果、大いに示唆を得たのであった。

一、現在、わが国にとって中心的な問題とされているのは、対米・対欧貿易調整、通貨調整、将来の問題としての対中・対ソ関係、東西関係などであるが、日本と東南アジアとの依存関係、国際社会における日本の立場からしても、東南アジア問題は一層重視されるべきである。

一、東南アジア問題については従来、人種・宗教・発展段階などが異なるため、対処が困難だとされてきたが、各国共通の点もある。それは、各国とも「第二次国連開発の一〇年」で計画目標の経済成長率六%を超え、平均七%の域にあり、すでに離陸段階を経て漸次工業化に進みつつある、という点である。また、反面において、人口増や世界的な通貨調整によるダメージなどによって、先進諸国との格差が拡大傾向にある、という点においても共通している。

一、日本の立場から見れば、わが国輸出の二五%は東南アジア向けであるし、各国の総貿易に占める対日貿易の割合が五〇%前後であるなど、各国の貿易・援助面における対日依存度は高く、今後とも、その協力関係は密接にならざるを得ない。また各国とも、インフレが沈静して安定期に入りつつあることは、日本からの投資には好ましい条件であると思う。

一、したがって、わが国としては政府レベルのみならず経済団体も、東南アジアとの相互理解の場を積極的につくりあげていくとともに、国際的な協力者として、これら諸国を考えていくことが、必要である。

一、東南アジア諸国に対する経済協力に関し、経済同友会は先年、CED・CEDAと共同で、その基本姿勢

三 東南アジアとの積極交流

第十四章 「転換期」における国際的対応

を中心とする政策提言を行なっているが、今日、日本の立場の変化と国際情勢の変化を踏まえて、具体策を検討することが必要で、そのためにも相互理解の場の形成が重要な課題である。

この問題提起のあと、昭和四十八年一月十九日の幹事会で、山下専務理事から「近く、東南アジア諸国との民間交流の問題で、事務ベースの調査団を派遣することになっている」旨、了承を求めた。

同年二月から三月にかけて、千葉皓事務局常任顧問を団長とする事務ベースの調査団が派遣され、ASEAN五カ国およびオーストラリアを歴訪、「相互理解の場」形成の可能性を打診した。

調査団の肯定的報告に基づき、「対外政策委員会」は東南アジア各国経済人との個別的対話による交流に、まず努めた。七月六日、訪日中のタイ貿易協会のオブ会長およびビチャン商務次官を日本工業倶楽部に招き、日タイ経済関係について懇談したのが、手始めであった。その後における精力的な対東南アジア関係の対話活動については、すでに記したところである。

このような慎重かつ意欲的な予備的過程の一年半を経て、四十九年三月、「相互理解の場」としての「東南アジア経営者会議」の構想が幹事会に提示され、了承されたのであった。

北斐委員長の説明によると、対象国はASEAN諸国（インドネシア・マレーシア・フィリピン・シンガポール・タイ）を当面予想するが、将来は、その他のアジア地域諸国の参加も考慮し、またオブザーバーとして、オーストラリア・ニュージーランドの招請もあり得る、ということになっていた。会議の性格としては、次の特色が挙げられた。

(一) この会議は、純粹に民間ベースによる日本を含むアジア諸国の経営者を中心とした、マルチラテラルなものである。

(二) 互惠主義に則り、経営者間に介在する諸問題を自由に討議する「場」とする。

(三) 相互の了解のもとに永続性のある「場」として定着せしめ、年一回、各国において開催する。

(四) 「七〇年代におけるアジア諸国の世界経済における役割」を基本テーマとし、その中における各国の調和的發展の在り方を、粘り強く探求していく。

(五) この会議において提起された建設的な諸提言は、可能な限り具体化する。

「対外政策委員会」は、六月下旬開催を目的に、専門委員会などを通じて、具体的・技術的準備に着手したのである。

「第一回東南アジア経営者会議」は昭和四十九年六月二十四、五の両日帝国ホテルで開かれた。経済同友会からは、木川田一隆代表幹事はじめ菊地庄次郎・村本周三両副代表幹事、北裏喜一郎対外政策委員長ら十五名が出席、ASEAN諸国側から、マレーシア中央銀行総裁イスマイル氏、フィリピンのリサル商業銀行頭取シンプ氏、シンガポール開発銀行副総裁ダナバラン氏、タイのビダヤコム社社長オブ氏の四名が参加した。サム・デラ・インドネシア社社長スダルポ氏は、出席を予定していたところ、急病のため欠席した。

「七〇年代におけるASEAN諸国と日本の世界経済に果たす役割」がメインテーマとして掲げられ、ほかに、「今後の国際間協調におけるASEAN諸国の産業構造の変化および日本の民間投資活動の協力的役割」お

第十四章 「転換期」における国際的対応

よび「ASEAN諸国の民族資本発展の方向」の二つのテーマのもとに、討議が進められることとなった。

北裏対外政策委員長が議長となり、次のように挨拶した。

「ASEAN諸国は近年急速に発展しつつあるが、それを取り巻く国際情勢は非常に流動的であり、その方向いかんは世界に大きな影響を与えよう。ASEAN諸国が、自由企業体制を基盤に自律的経済発展を遂げることが、世界各国とりわけ日本にとって重要である。経済同友会は、かねてより東南アジアの発展に係わる諸問題に多大の関心を示してきた。今般、ASEAN諸国の経営者と交流を深めるとともに、世界的・長期的観点から諸国の調和的発展のビジョンづくり、域内協力の在り方、さらにはそれに果たす日本の役割について、意見を交換し、相互理解を一層深めていきたい」

菊地副代表幹事は「基調演説」で、メインテーマについて次の諸点を強調した。

一、七〇年代後半にかけて世界経済が取り組まねばならぬ問題として、(1)増大する世界人口と食糧危機問題の解決、(2)「石油問題」に象徴されているエネルギー危機とその他資源の利用問題、(3)国際的インフレーション問題の解決、(4)国際通貨・貿易等国際経済秩序の回復、(5)発展途上国の安定的な経済社会発展の促進——が挙げられる。

一、世界経済の発展とASEAN各国の役割についていえば——まず、ASEAN諸国は六〇年代から七〇年代前半にかけて、輸入代替工業化に努力して着実な発展を遂げ、今日では輸入代替効果のみならず輸出代替産業としての形態を整えつつある。次に、今後の経済開発の中で、これら近代的工業の強化・拡充、農業の近代化を進めてゆくことは、外貨収支の改善、調和ある工業発展、雇用増大、未利用資源の活用など、国内

経済の安定的な発展に寄与するのみでなく、ひいては先進工業諸国とASEAN諸国の相互依存関係、国際分業体制の確立に貢献することになる。

一、ASEAN諸国が引続き経済発展を進めるためには、各国の自助努力が基本的条件であるが、同時に、域内各国間の相互協力や、先進工業諸国からの協力が必要であり、とくに日本とASEAN諸国は、近年極めて緊密な関係を結んできたことからしても、今後一層、相互協力関係を深めていかねばならない。

この「基調演説」をめぐって、ASEAN諸国側から、次のような意見があった。

一、世界的に共通なインフレの高進、先進工業国における経済成長の鈍化傾向は、発展工業国にとって大きな影響があり、早急な解決を要する。

二、世界的インフレによる交易条件の不利を改善することが、貿易を基盤とした開発にとって重要である。

三、輸出代替産業の振興にとって、国内市場の狭いことがネックとなっている。

一、経済開発にとって、先進工業国からの必要資材供給の不安定と、比較優位に立つ途上国製品に対する先進工業国の消極的な受入れ姿勢が、是正される必要がある。

二、石油価格高騰が発展途上国にもたらす悪影響は深刻である。

一、石油価格高騰が発展途上国にもたらす悪影響は深刻である。

一、石油価格高騰が発展途上国にもたらす悪影響は深刻である。

「今日、世界は資源問題をはじめ、貿易・通貨など種々の問題に直面し、これまでの前提条件が大きく変化しつつある。その変化に即応する新しい秩序形成が、世界共通の課題であると思われる。しかるに、各国の進む方向を見ると、必ずしも新しい秩序形成への協力体制が整い始めているとは思われず、逆に、狭い自国中心主

三 東南アジアとの積極交流

義といった現象が現れてきているように思われる。

こうした現象は、新しい秩序ができるまでの一つの過渡的な混乱とも言えるが、できるだけ早く、各国合意の上で、こうした混乱が解消されることを期待する。

これまでの日本の発展過程を顧みると、発展の熱意に燃える余り、東南アジアの一員であることを忘れ、東南アジアの皆さんに多大の迷惑をおかけしたのではないかと、深く反省する次第である。こうした反省の上に立って、今回の会議を通して皆さんとフランクに話し合い、理解し合うならば、お互いに共通した世界の新しい秩序が、東南アジアの中から生まれることを、期待できるのではないかと考える」

第一のテーマの討議に入り、経済同友会側から、発展途上国における輸出代替産業の振興問題について、次の諸点を強調した。

- (一) 途上国の産業発展のため、日本企業が持つ最高の技術・ノウハウを惜しみなく提供することによって、高度の技術を習得してもらい、適格者を進出企業の重要な地位に積極的に登用していきたい。
 - (二) こうした協力を基盤に、付加価値の高い製品をつくる高加工度産業を育成することが必要である。
 - (三) また、そうした加工産業が国際市場に仲間入りするには、製品の品質・デザインの工夫が重要である。
 - (四) さらに、高加工度産業が軌道に乗るまでには、かなりの長期間を要するので、その期間を耐え、努力することが肝要である。
- これに対して、ASEAN諸国側から、次の指摘があった。
- (一) 合弁事業の形態をとった場合、意思決定権は日本の本社にあるのが現実であるが、この点、現地人経営者

を意思決定に参加させるよう、改善する必要がある。

(二) 輸出代替産業の育成には、先進国との間における資本・知識・経験の移転・交流が重要である。とくに経営に関する専門知識の移転が重要である。

(三) また途上国は、それら経営資源の有効利用のため、何らかのガイドラインの設定が必要となろう。

(四) 産業発展にとって、国内市場が狭隘なこと、所得水準が低いことが大きなネックになっていることから、雇用の増大、大きな国内市場の開発が必要であり、そこでのマーケティング技術の役割は重要である。

(五) 発展途上国では、人口の多くが農村に住んでいることから、国民の購買力を引上げ国内市場を拡大するには、農業の生産性向上が必要である。

さらにASEAN諸国側から、市場の狭隘を打開する方策の一環として、次のことが力説された。

一、関税の軽減あるいは撤廃を行ない、共同市場の形成を促進すべきである。

一、そのためには、域内で相互に補完関係を持つ成長推進産業の育成を図るべきである。

こうした意見に対して、同友会側は、「日本は加工プロセスを海外に依存する方向にあり、その意味で、域内成長産業と調和できる要因が多くある」と、積極的協力の姿勢を表明した。

第二のテーマである「民族資本発展の方向」の討議においては、前記「域内成長推進産業の育成」について、民族資本育成との関係で活発な論議が展開された。

ASEAN諸国側の見解は、こうである。

三 東南アジアとの積極交流

第十四章 「転換期」における国際的対応

一、産業の健全な発展を図るには、民族資本の育成と、近代的な金融市場の基盤整備が必要である。

一、ASEAN諸国では、国内貯蓄が大企業にのみ流れ、真に必要な部門へ移転しないという欠陥がある。

一、そのため、国内貯蓄を適正な部門へ投入するための制度的枠組み（会社法・会計制度など）を改善せねばならない。

一、金融システムの整備に当たって、庶民金融の近代化・民族的証券市場の育成が不可欠である。

一、国内貯蓄の動員に当たって、外資は触媒としての機能を果たしている。

一、ASEAN諸国には、知名度が低いために国際市場からの資金調達がむずかしい優れた企業が多く存在する。この点を是正するため、アジア・달러・マーケットの育成・定着が重要である。

これに対して、経済同友会側から、次のような見解を示した。

一、会社法など制度的枠組みが整備されれば、公認会計士を各地にどのように送り込むかなどの点で、もっと役に立つことができる。

一、新しい産業を発展させるには、そのための組織が必要である。その場合、中小企業を輸出産業にまで自立させた日本のキメ細かな中小企業対策、それに伴う各種の機関が大いに参考になろう。

一、日本の重化学工業の発展には、大型の効率的な港湾設備の建設が大きく貢献しており、この意味で、港湾設備を充実させることが肝要である。

一、整備された会社法など制度的枠組みの中で、経営資源を効率的に利用すれば、民族資本は伸びると思う。

二日間わたる充実した討議を通じて、(1)対日関係では「援助期待・対日批判」の時代から「日本の経営資源

活用」の時代への転化、(2)ASEAN諸国間では「相互協力時代」の幕あけ、といった印象が強く受け止められ、「長期的視野に立つ、アジアの調和的發展への環境づくり」という、「会議」本来の目的が十分に果たされたことが確認された。また、会議は年一回、各国で順番に開催されることに合意を得、次回はフィリピンのマニラで開くことに決まった。

経済同友会としては、次回の討議にそなえて、(1)東南アジアにおける域内成長推進産業の振興策、(2)経済発展に不可欠な近代的金融機構確立のための条件整備——について、具体的に検討することとした。

経済同友会・経団連・日商の経済三団体は昭和四十九年二月二十五日、「日比経済委員会」を設立した。日比経済界の相互理解と親善を深め、両国の経済協力、とくに通商・投資など経済交流の促進を図ることを目的とするものである。同友会からは、北裏喜一郎・五島昇両幹事が代表世話人として参加した。「委員会」の事業である「日比経済合同委員会」は、その第一回会合を、同年三月十四日から三日間、マニラで開き、通商・投資・観光の三問題について意見を交換した。

第一回合同会議で合意された方向に沿って、「委員会」は「観光」「中小企業研究」の二小委員会を設け、活動を開始した。五十年三月十一日から三日間東京で、第二回合同会議が開かれ、活発な討議が行なわれた。

三 東南アジアとの積極交流